

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年4月17日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第39号

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部の施行期日を定める規則

情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（令和7年香川県条例第2号）附則第1項ただし書に規定する規定のうち同条例第1条及び附則第2項の施行期日は、令和8年5月21日とする。